

身体的拘束の実施割合

- ・ 身体的拘束最小化の基準に係る実施割合の計算方法は、以下の通りです。

身体的拘束の実施割合	＝	直近3ヶ月間の入院料算定日数のうち、身体的拘束を実施した日数
		直近3ヶ月間の入院料算定日数

- ・ 当院の身体的拘束最小化に係る実施割合は以下の通りです。

対象期間：2026年4月1日～2026年6月30日

直近3ヶ月間の入院料算定日数	直近3ヶ月間の入院算定日数のうち 身体拘束を実施した日数	身体拘束の実施割合
13,946	469	3.4%

- ・ 病院では入院患者さんの安全確保のため、病状・状態により器具・道具を利用して、一時的に患者さんを拘束して行動制限をすることがあります。身体的拘束は、患者さんの自由を奪うことであり、尊厳ある生活を阻むものです。当院では、患者さんの尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが拘束による身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急・やむを得ない場合を除き身体拘束をしない診療・看護の提供に努めています。患者さんの生命又は身体を保護するための措置として身体拘束を行う場合は、十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件のすべてを満たした場合のみとし、ご本人・ご家族への説明・同意を得て行っています。

世田谷神経内科病院
2026年7月1日